

判例(原審)

応用美術の著作物性



田中 想音

Omone Tanaka

PROFILEはこちら

東京地裁(29部)令和3年4月28日判決(令和元年(ワ)第21993号)裁判所ウェブサイト〔タコの滑り台事件〕

裁判例はこちら

1. 事案の概要

本件は、Xが、Yに対し、Xが製作したタコの形状を模した本件X滑り台が美術の著作物等に該当し、Yがタコの形状を模した公園の遊具である滑り台2基を製作した行為が、いずれも、Xが有するX滑り台に係る著作権(複製権又は翻案権)を侵害すると主張して、著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案です。本件では、本件X滑り台の著作物性が主要な争点となったところ、裁判所は著作物性を否定してXの請求を棄却しました。

本件X滑り台

〈正面〉



〈右側面〉



〈左側面〉



〈背面〉



Yが製作した滑り台のひとつ

〈左側面〉



〈背面〉



〈左側面〉



〈背面〉



2. 裁判所の判断

(1) 応用美術の著作物性について

裁判所は、はじめに、「本件X滑り台は、利用者が滑り台として遊ぶなど、公園に設置され、遊具として用いられることを前提に製作されたものであると認められる。したがって、本件X滑り台は、一般的な芸術作品等と同様の展示等を目的とするものではなく、遊具としての実用に供されることを目的とするものである」として、本件X滑り台がいわゆる「応用美術」に該当すると認定しました。

そのうえで、裁判所は応用美術の著作物性について、次の一般論を提示しました。

- 実用に供され、あるいは産業上利用されることが予定されている美的創作物(いわゆる応用美術)が、著作権法2条1項1号の「美術」「の範囲に属するもの」として著作物性を有するかについては、同法上、「美術工芸品」が「美術の著作物」に含まれることは明らかであるものの(著作権法2条2項)、それ以外の応用美術に関しては、明文の規定が存在しない。
- 著作権法2条2項は、単なる例示規定と解すべきであり、応用美術のうち、「美術工芸品」以外のものであっても、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるものについては、「美術」「の範囲に属するもの」(同法

次ページへ続く

2条1項1号)である「美術の著作物」(同法10条1項4号)として、保護され得ると解するのが相当である。

(2)「美術工芸品」該当性について

裁判所は、次のように判示し、本件X滑り台が「美術工芸品」として、美術の著作物に該当するとは認められないと判断しました。

- 著作権法10条1項4号が「美術の著作物」の典型例として「絵画、版画、彫刻」を掲げていることに照らすと、同法2条2項の「美術工芸品」とは、同法10条1項4号所定の「絵画、版画、彫刻」と同様に、主として鑑賞を目的とする工芸品を指すものと解すべきであり、仮に一品製作的な物であったとしても、そのことをもって直ちに「美術工芸品」に該当するものではない。
- 本件X滑り台は、自治体の発注に基づき、遊具として製作されたものであり、主として、遊具として利用者である子どもたちに遊びの場を提供するという目的を有する物品であって、「絵画、版画、彫刻」のように主として鑑賞を目的とするものであるとは認められない。したがって、本件X滑り台が「美術工芸品」に該当すると認めることはできない。

(3)「美術の著作物」該当性(応用美術)について

裁判所は、本件X滑り台の「美術の著作物」該当性を①タコの頭部を模した部分、②タコの足を模した部分、③空洞(トンネル)部分、④全体の形状の観点から検討し、それぞれ以下のとおり判示して、いずれについても、「美術の著作物」該当性を否定しました。

ア タコの頭部を模した部分について

タコの頭部を模した部分は、本件X滑り台の中でも最も高い箇所設置されているのであるから、同部分に設置された各開口部は、滑り降りるためのスライダー等を同部分に接続するために不可欠な構成であって、滑り台としての実用目的に必要な構成そのものであるといえる。また、上記空洞は、同部分に上った利用者が、各開口部及びスライダーに移動するために不可欠な構成である上、開口部を除く周囲が囲まれた構造であることによって、最も高い箇所にある踊り場様の床から利用者が落下することを

防止する機能を有するといえるし、そのみならず、周囲が囲まれているという構造を利用して、隠れん坊の要領で遊ぶことなどを可能にしているとも考えられる。

そうすると、本件X滑り台のうち、タコの頭部を模した部分は、総じて、滑り台の遊具としての利用と強く結びついているものというべきであるから、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるものとは認められない。

イ タコの足を模した部分について

滑り台は、高い箇所から低い箇所に滑り降りる用途の遊具であるから、スライダーは滑り台にとって不可欠な構成要素であることは明らかであるところ、タコの足を模した部分は、いずれもスライダーとして利用者に用いられる部分であるから、滑り台としての機能を果たすに当たって欠くことのできない構成部分といえる。

そうすると、本件X滑り台のうち、タコの足を模した部分は、遊具としての利用のために必要不可欠な構成であるというべきであるから、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるものとは認められない。

ウ 空洞(トンネル)部分について

本件X滑り台には、正面から見て左右に1か所ずつ、スライダーの下部に、通り抜け可能なトンネル状の空洞が配置されていると認められる。この構成は、滑り台としての機能には必ずしも直結しないものではあるが、本件X滑り台は、公園の遊具として製作され、設置された物であり、その公園内で遊ぶ本件X滑り台の利用者は、これを滑り台として利用するのみならず、上記空洞において、隠れん坊などの遊びをすることもできると考えられる。

そうすると、本件X滑り台に設けられた上記各空洞部分は、遊具としての利用と不可分に結びついた構成部分というべきであるから、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるものとは認められない。

エ 本件X滑り台全体の形状等について

本件X滑り台のようにタコを模した外観を有することは、滑り台として不可欠の要素であるとまでは認められないが、そのような外観は、子どもたちなどの本件X滑り台の利用者に興味や関心を与えたり、親しみやすさを感じさせたりして、遊びたいという気持ちを生じさせ得る、遊具のデザインとしての性質を有することは否定できず、遊具としての利用と関連性があるといえる。また、本件X滑り台の正面が均整の取れた外観を有するとしても、そうした外観は、前記ア及びイでみたとおり、滑り台の遊具としての利用と必要不可欠ないし強く結びついた頭部及び足の組み合わせにより形成されているものであるから、遊具である滑り台としての機能と分離して把握することはできず、遊具のデザインとしての性質の域を出るものではないというべきである。

そうすると、本件X滑り台の外観は、遊具のデザインとしての実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるものとは認められない。

(4) 結論

以上より、裁判所は、「本件X滑り台は、その構成部分についてみても、全体の形状からみても、実用目的を達するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるものとは認められないから、『美術の著作物』として保護される応用美術とは認められない」と判断しました。

3. まとめ

本件は事例判断にとどまりますが、現在も議論が錯綜している応用美術の著作物性という論点につき、「実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できる」か否かという基準の下で比較的詳細な認定を行った事例として、上記基準の具体的適用についての参考になると考え、ご紹介する次第です。

判例(控訴審)

応用美術の著作物性判断～タコの滑り台事件控訴審判決～



古庄 俊哉

Toshiya Furusho

PROFILEはこちら

知財高裁(1部)令和3年12月8日判決(令和3年(ネ)第10044号)裁判所ウェブサイト〔タコの滑り台事件(控訴審)〕

裁判例はこちら

弊所知の財産ニュースレター2022年1月号にて、応用美術の著作物性について判示した、タコの滑り台事件の第一審判決(東京地裁(29部)令和3年4月28日判決)をご紹介致しましたが、本稿では、同事件の控訴審判決を取り上げます。

本件は、タコの形状を模した公園の遊具である滑り台(本件X滑り台)が「美術の著作物」(著作権法10条1項4号)に該当するかが主な争点となった事案です。原審は、応用美術のうち、美術工芸品以外のものであっても、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるものについては、「美術の著作物」として保護され得るとしたうえで、本件X滑り台は、「美術の著作物」として保護される応用美術とは認められないと判断しました。

知財高裁も原審と同様に、本件X滑り台は美術の著作物に該当しないと判断し、控訴を棄却しました。知財高裁の判断の概要は以下のとおりです。

- 実用に供されることを目的とした作品であって、専ら美的鑑賞を目的とする純粋美術とはいえないものであっても、美的鑑賞の対象となり得るものは、応用美術として、著作権法2条1項1号の「美術」の「範囲に属するもの」と解される。
- 応用美術には、一品製作の美術工芸品と量産される量産品が含まれるところ、著作権法は、同法にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする(著作権法2条2項)と定めているが、美術工芸品以外の応用美術については特段の規定は存在しない。
- 著作権法2条1項1号の著作物の定義規定に鑑みれば、美的鑑賞の対象となり得るものであって、思想又は感情を創作的に表現したものであれば、美術の著作物に含まれると解するのが自然であるから、同条2項は、美術工芸品が美術の著作物として保護されることを例示した規定であると解され

る。他方で、応用美術のうち、美術工芸品以外の量産品について、美的鑑賞の対象となり得るというだけで一律に美術の著作物として保護されることになると、実用的な物品の機能を実現するために必要な形状等の構成についても著作権で保護されることになり、当該物品の形状等の利用を過度に制約し、将来の創作活動を阻害することになって、妥当でない。もともと、このような物品の形状等であっても、視覚を通じて美感を起こさせるものについては、意匠として意匠法によって保護されることが否定されるものではない。

- これらを踏まえると、応用美術のうち、美術工芸品以外のものであっても、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できるものについては、当該部分を含む作品全体が美術の著作物として、保護され得ると解するのが相当である。
- 本件X滑り台を構成する各部分(タコの頭部を模した部分、タコの足を模した部分、空洞部分)において、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握することはできない。上記各部分の組合せからなる本件X滑り台の全体の形状についても、美的鑑賞の対象となり得るものと認めることはできないし、また、美的特性である創作的表現を備えるものと認めることもできない。

応用美術の著作物性の判断基準につき、知財高判平成27年4月14日判時2267号91頁(TRIPP TRAPP事件)においては、美術工芸品に該当しない応用美術であっても、著作権法2条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、「美術の著作物」として、同法上保護されるものと解すべき見解(無制限説)が採用されました。しかし、同判決後も、本件の原審を含む多くの下級審の裁判例では、実用目的を達成するた

次ページへ続く

めに必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できるものについては、美術の著作物として保護され得るとする見解(分離可能性説)が採用されており、TRIPP TRAPP事件知財高裁判決の判断基準は必ずしも踏襲されているわけではありません。現に、本件において知財高裁は、TRIPP TRAPP事件知財高裁判決が採用した無制限説ではなく、多くの裁判例が採用している分離可能性説を採用しています。この論点に関する議論は未だ収束していない状況にあり、今後の判例動向を注視する必要があります。

[△ 目次へ戻る](#)

判例の解説ポイント

平野 恵稔
Shigetoshi Hirano

PROFILEはこちら

1. 著作物性とは

著作権法の大きなテーマとして「著作物性」があります。著作権は、「思想又は感情を創作的に表現したもの」(著作物)を保護するもの(著作権法(これからは単に法といいます)2条1項1号)です。一般に、著作権の保護を受けることができる「創作的」な表現というためには、特殊な才能が必要なわけではなく個性が発揮されている程度のものでいいとされています。それは、著作権法が、著作物が社会に公正に利用される一方で著作者の権利を保護して、そのバランスをとることによって文化の発展に寄与することを目的としていることによります(法1条)。広く著作物として認めると社会がその表現を使うことが広く禁止され、表現に不自由が生じて、文化の発展が阻害されてしまいます。一方、著作物として認める範囲が狭くなると著作者が行う表現が保護されないことになり、せっかく著作者が表現をしてもその表現が保護されず著作者として創作意欲がなくなってしまう、文化の発展が阻害されてしまいます。この適切なバランスをどうとるのが「著作物性」のテーマです。

2. 応用美術の著作物性のテーマとは

このように著作物性のテーマは著作権のあり方を問う大きなテーマであり深みがある論点ですので、多くの裁判例でとりあげられ、学者の方々も好んで議論される対象です。その中で、「応用美術の著作物性」というテーマがあります。本件裁判例はこのテーマに関する裁判例です。

美術といわれるものの中には、芸術作品としての絵画や彫刻のように専ら美的鑑賞目的で作成された純粋美術と、絵皿や家具のように、実用に供され、あるいは、産業上利用されることが予定されている応用美術があります。応用美術について、どこまで著作物として保護するのが、「応用美術の著作物性」の問題です。

法2条1項1号では、著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したもの」であって、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属

するもの」とされています。著作物で美術の範囲に属するものが「美術の著作物」ですが、法2条2項では、「「美術の著作物」には、「美術工芸品」を含むものとする」とされています。応用美術が「美術の著作物」であるかについて問題とされたのはまずは意匠権との関係です。立法段階では、応用美術で著作物として保護されるものは一品製作の「美術工芸品」であるとし、それを明らかにしたのが法2条2項であると説明していました。その趣旨を、量産される応用美術の保護は意匠法によってなされるべきで、著作権法と意匠法とで保護の対象となる美術を分けたと理解する考え方があります(峻別説といわれます)。これに対し、応用美術であっても創作性があれば原則として著作権で保護されるべきであり、立法経過についても美術工芸品以外の応用美術が「美術の著作物」として保護されることは否定されていないとして、応用美術でも純粋美術と同視できるような美的鑑賞性を持つものについては「美術の範囲に属する」著作物として保護されるとする考え方があります(純粋美術同視説)、こちらが通説となります。この考え方によれば、法2条1項1号の美術の著作物として、純粋美術と同視できる応用美術も著作物性があり、同2項で「美術の著作物」には、「「美術工芸品」を含むものとする」と定められているのは、「美術工芸品」が著作物性のある応用美術と例示されているだけで条文を解釈することになります。また、応用美術の中に量産品も含まれることとなりますので、それらは要件を備えれば、著作権(著作物性)でも意匠権(新規性および創作非容易性)でも重複して保護されることとなります。そして、著作物性を有するかどうか、つまり純粋美術と同視できるような美的鑑賞性を持つかどうかの基準としては、「高度な美術性、芸術性、創作性を有する必要がある」とする説(ドイツでは通説のようです)もありますが、著作権法の創作性は個性が発揮されている程度であるという原則を貫いて、一方、実用目的の美観について、意匠権よりも保護期間などでずっと保護が厚い著作権で保護されるとすると産業の発展が損なわれるとして、通説では、「実用目的

次ページへ続く ➔

と分離して美的鑑賞の対象となるか」を基準としています(分離可能性論的解釈)。

また、応用美術についても、一般の著作物とまったく同様に著作物性を判断すべきであるという考え方もあります(付加的要件不要説。フランスでは通説のようです)¹。

3. 本件知財高裁判決

本件では、原告が製作した次頁の写真の小型タコの滑り台が美術の著作物に該当するかが問題となりました。知財高裁判決によれば²、①本件原告滑り台は遊具としての実用に供するものである、②法2条1項1号で、「著作物」とは「思想又は感情を創作的に表現したもので、「美術」の範囲に属する「著作物」には、純粋美術でなくとも、美的鑑賞の対象となりうる応用美術も含まれる、③応用美術には、一品製作の美術工芸品と量産される量産品があり、美術工芸品は「美術の著作物」である(法2条2項)が、その他の応用美術であっても、美的鑑賞の対象となりうる、④しかし、美的鑑賞の対象となりうるだけで著作物として保護されることになると、実用的な物品の機能を実現しうるために必要な形状等の構成についても著作権で保護されることになり、当該物品の形状等の利用を過度に制約し、将来の創作活動を阻害することになって、妥当ではない³、⑤もつともこのような物品の形状等であっても、視覚を通じて美観を起こさせるものについては、意匠として意匠法によって保護されうる⁴、⑥これらを踏まえると、応用美術のうち、美術工芸品以外のものであっても、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できるものについては、当該部分を含む作品全体が美術の著作物として保護されうるとして、分離可能性論的解釈をすべきことを明らかにしました。

そして、本件原告滑り台を原告は美術工芸品にあたと主

張したことに對し、知財高裁は、本件の前身である会社は、タコの滑り台を260基以上も製作していたことから、本件原告滑り台が一品製作である美術工芸品ではないと認定しました⁵。

そして、本件原告滑り台がその他の美術の著作物として保護される応用美術であるかについて⑥の基準(実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できるかどうか)を当てはめて、次のとおり判断しました。

ア タコの頭部を模した部分

頭部の開口部はスライダーを接続するために不可欠な構造で滑り台としての実用目的を達成するために必要な構成である。

頭部の空洞はスライダーに移動するため、また、周囲が囲まれている構造は高いところから落下することを防止するための機能を有している。

他方、天蓋部分は、利用者の落下を防止するなどの滑り台としての実用目的を達成するために必要な構成とはいえない⁶。

しかし、天蓋部分の形状は単純でタコの頭部の形状としてはありふれており、美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できるものとは認められない。

イ タコの足を模した部分

いずれもスライダーとして利用者に用いられる部分であるから、滑り台としての機能を果たすにあたって欠くことのできない構成部分である。

ウ 空洞(トンネル)部分について

この構成は滑り台としての機能には必ずしも直結しないものではあるが、空洞部分において、隠れん坊などの遊びをすることもでき、遊具としての利用と不可分に結びついた構成部分である。

エ 本件原告滑り台全体の形状等について

¹ このような考え方をとる知財高裁の判決が出されたことがありました(TRIPP TRAPP事件平成27年4月14日判時2267号91頁 https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/044/085044_hanrei.pdf)が、主流となることはなく、本件高裁判決のように分離可能性論的解釈をとる判決が多数となっています。

² 地裁判決もほぼ同様ですが、地裁判決が知財高裁判決と異なるところについては脚注しています。

³ 地裁判決では④についての判示がありません。

⁴ 地裁判決では⑤についての判示がありません。

⁵ 地裁判決では 美術工芸品とは、一品製作品であっても、主として鑑賞を目的とする工芸品である必要があるとし、本件原告滑り台は主として遊具として利用者である子供たちに遊びの場を提供するという目的を有することを理由として、美術工芸品であることを否定しました。

⁶ 地裁判決では天蓋部分を独立して論ずることなく頭部全体が実用目的を達成するための必要な機能にかかる構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できないとしました。

全体の形状についても、美的鑑賞の対象となるものと認められないし、美的特性である創作的表現を備えるものとは認められない。



と思われます。その点からも、紛争を避けるためには、多少なりとも表現の変更を検討の方がベターな場合が多いと考えています。

4. 実務の対応

応用美術の著作物性の有無については、美的鑑賞の対象となる部分があるとしても、「実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る」のかどうかを判断し、そのような分離できる部分がある場合には、そこに個性が表れている程度の創作性があるかどうかを判断していくことになります。

ただ、応用美術をはじめ、著作物性がないという判断が確実でない場合には、実務的には、リスク回避の立場から、著作物性があるものとして対応せざるを得ないことも多いと思われます。そのような場合には、そもそも問題となりうる作品と根本的に表現を変えることを検討し、それができなくとも、少なくとも、完全に同一の表現は使わないようにする必要があります。応用美術等で著作物性の有無が争われるような案件で、仮に著作物性が認められても、その著作物の創作性のある表現部分が再製されていない限り、複製権・翻案権侵害になりません。本件で、例えば、タコの頭部の天蓋部分がありふれた表現ではなく創作性がある表現であると判断されていても、天蓋部分の形状がそのままの形状ではなく多少なりとも異なっていれば、本件原告滑り台に著作物性が肯定されたとしても、被告の滑り台は侵害とは判断されません。個別案件によりますが、企業は芸術家と異なり、このように表現したい、という点が譲れないものではなく、柔軟に代替の表現ができることがほとんどだ

[△ 目次へ戻る](#)